

○新居浜市長期総合計画審議会条例 昭和46年8月20日 条例第15号

(設置)

第1条 新居浜市の長期総合計画について意見を求めるため、市長の諮問機関として、新居浜市長期総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、長期総合計画につき必要な調査審議を行い、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織し、委員は、市政に特に学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年4月1日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月20日条例第1号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。